

事 務 連 絡
令 和 6 年 4 月 3 日

別 記 団 体 の 長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

標記について、別紙のとおり警察庁交通局交通規制課長より周知依頼がありましたので、内容について御了知いただくとともに、貴団体会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

(別記)

公益社団法人日本介護福祉士会
公益社団法人日本社会福祉士会
社会福祉法人全国社会福祉協議会
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
特定非営利活動法人 全国盲老人福祉施設連絡協議会
一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会
高齢者住まい事業者団体連合会
公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
一般社団法人 全国介護付きホーム協会
一般財団法人 サービス付き高齢者向け住宅協会
一般社団法人高齢者住宅協会
公益財団法人 テクノエイド協会
一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会
一般社団法人日本福祉用具供給協会
公益社団法人 日本認知症グループホーム協会
全国グループホーム団体連合会
日本介護支援専門員協会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
日本ホームヘルパー協会
全国ホームヘルパー協議会
民間介護事業推進委員会
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
一般社団法人 全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会全国介護事業者連
盟
全国ホームヘルパー協議会事務局
日本ホームヘルパー協会事務局
日本介護クラフトユニオン(NCCU)
一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ (JDWG)
公益社団法人 認知症の人と家族の会
日本介護福祉士会
公益社団法人 全国老人保健施設協会
一般社団法人 全国デイ・ケア協会
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人 日本言語聴覚士協会
一般社団法人 日本作業療法士協会
公益社団法人 日本理学療法士協会

令和6年3月22日
警察庁丁規発第38号

厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省老健局老人保健課長 殿
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

警察庁交通局交通規制課長

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

訪問診療や訪問看護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、警察署長の駐車許可を受けることが可能となっており、都道府県警察においては、訪問診療等の業務の実情に鑑み、許可事務の簡素合理化を図り、申請者の負担軽減に努めているところです。

ついては、本件について、

- ・ 「訪問診療等」には、訪問介護等の用務の車両も含まれていること
- ・ 緊急やむを得ない場合の申請

といった対応等に関して、周知不足している点も見受けられることから、更なる周知を行うため、別紙「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内」により、貴課関係の医療・介護関係機関団体に対する周知への御協力をお願いいたします。

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内

駐車許可の対象車両については、

- ・ 医師や看護師等の医療関係従事者が訪問診療や訪問看護等に使用する車両
- ・ 訪問介護や訪問入浴介護、訪問リハビリテーション等に使用する車両
- ・ その他上記車両と同様に扱うべき車両

としており、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、訪問診療等の社会的な重要性が増加している実情等に鑑み、申請書類等についても手続の簡素化、柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めております。

緊急やむを得ない場合等の申請等、詳細については、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問合せください。

※ 訪問入浴介護の従事車両は、車両の使用形態によっては、駐車許可ではなく、道路使用許可による対応となる場合があるので、管轄する都道府県警察本部又は警察署へお問い合わせください。

なお、駐車許可は、都道府県警察及び警察署ごとに、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているものであり、必ずしも全ての場合に許可が行われるわけではありません。